

下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託 公募型プロポーザル方式受託者選定会議設置要綱

制 定 令和8年5月22日

(選定会議の設置)

第1条 大阪市建設局が実施する「下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託」にかかる委託先事業者の選定を行うにあたり、公平性、透明性及び競争性を確保し、適切な執行を図るため、「下水道広報用映像コンテンツ作成業務委託公募型プロポーザル方式受託者選定会議」(以下「選定会議」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 委員は、受注者選定にかかる次の各号に定める事項について、審査を行う。

- (1) 資格審査基準に関すること
- (2) 提案書評価基準に関すること
- (3) 提案書に対する評価に関すること
- (4) その他、受注者選定に必要な事項の審査

(選定会議の委員)

第3条 委員は、前条に掲げる事項に関する見識を有する者のうちから3名を大阪市建設局長が委嘱する。

- 2 委員長は委員の互選により定め、選定会議の議事を進行する。
- 3 委員長に事故等がある場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選定会議は、大阪市建設局下水道経営企画担当部長が招集する。

- 2 第2条各号に係る審査にあたっては、前項の規定に関わらず、個別面談その他の方法により意見聴取することをもって選定会議に代えることができる。

(審査の公正性の確保)

第5条 選定会議における審査の公正性を確保するため、次の各号に留意することとする。

- (1) 委員が、審査の内容と利害関係が生じるおそれのある場合は、その審査に参加しない。
- (2) 委員名は、選定会議の目的を達した後に公表する。
- (3) 選定会議当日は非公開とする。
- (4) 提案者の特定できる内容をマスキングした提案書を使用する。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、所管業務を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 選定会議の庶務は、大阪市建設局下水道部調整課（経営企画担当）において行う。

（開催期間）

第8条 選定会議の開催期間は、業務委託の契約締結日までとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月22日から施行する。